

## 平成26年第7回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年12月16日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成26年12月16日	午前10時00分
	散 会	平成26年12月16日	午後3時08分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名                      欠 席 1 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具志堅 勉	出	9	仲宗根 宗弘	出
2	座間味 栄純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	崎 原 昇	欠
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

3 番	西 平 一	5 番	松 川 秀 清
-----	-------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲宗根 清二	会計管理者兼会計課長	新 里 一 成
総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	上 間 辰 巳	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也
福 祉 課 長	崎 原 誠	保 険 予 防 課 長	仲 榮 眞 修
建 設 課 長	屋 富 祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教 育 委 員 会 事 務 局 長	仲 宗 根 章
商 工 観 光 課 長	宮 城 健		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	仲 宗 根 農
---------	---------	-----	---------

# 議 事 日 程

12月16日（火） 1 日 目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	議案第46号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
6	議案第47号	本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
7	議案第48号	本部町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
8	議案第49号	本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
9	議案第50号	本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (議案説明・審議・採決)
10	議案第51号	本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (議案説明・審議・採決)
11	議案第52号	本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について (議案説明・審議・採決)
12	議案第53号	平成26年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)

日程番号	議案番号	件名
13	議案第54号	平成26年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
14	議案第55号	平成26年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
15	議案第56号	平成26年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明・審議・採決)

○ 議長 島袋吉徳 ただいまから平成26年第7回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 西平 一議員及び5番 松川秀清議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの3日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの3日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしてありますが、その中から抜粋して説明させていただきたいと思っております。

9月10日、本部町長当選証書付与式。

9月25日、美ら島財団理事長就任祝賀会、これはほとんどの議員も出席していると思っております。

10月2日、北部市町村議会臨時総会、そこで役員の変更がありまして、宜野座村の小渡議長が北部の議長会の会長に就任されました。私が副会長ということで選定されましたので、よろしく申し上げます。

10月7日、議長会定例総会、県の議長会に北部の理事として宜野座村の小渡議長、金武町の仲里議長、私、本部町島袋3名が北部の理事として県の理事に選任されました。その中に宜野座村の小渡議長が県の副会長に任命されております。

10月24日、沖縄県産業まつり。

10月28日、北部広域市町村圏事務組合議会第44回定例会、そこで役員の変更がありまして、議長に宜野座村の小渡議長、副議長に私、島袋が選任されました。

11月11日から11月14日まで離島振興議長会から始まって、全国議長会、それから視察研修がありまして、離島議長全国大会には14議案とか、決議案と特別決議案、それから要望案と国に提出するための決議が行われております。それは事務局に行って、次の13日の全国議長会も一緒ですが、事務局に資料がありますので、ご参考にさせていただきます。13日の視察研修、これは山形県の北庄内地域における中核的な医療機関の件で視察してまいりました。酒田市立と、それから県立の2つの病院が合併してうまくいっている事例で大変参考になってきております。その資料も事務局にありますので、参考にしてほしいと思っております。それから14日、視察研修ですが、新潟のアグリパークというところ、日本で初の公立の教育ファーム、小中学校を対象にした農業関係の実習とか、勉強会をするファームで、新潟市内の小中高校生だと誰でも参加するという特別な初めての日本での教育ファームがありました。大変参考になりました。その資料も事務局にあります。

よろしく申し上げます。

それから11月27日、沖縄県文化協会賞受賞祝賀会、これは大浜区公民館でありましたけれども、この会長に本部町文化協会の島袋貞三氏が会長に就任しております。副会長は名護市の大城会長が就任しております、今のところ北部7市町村の構成でなっております。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元にお配りしたとおり提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の行政報告を行います。町長。

○ **町長 高良文雄** おはようございます。行政報告をいたします。平成26年9月から平成26年11月までの3カ月の報告でございます。

まず9月11日、名誉女性農業士ということで、代理で感謝状を授与しております。饒波和子さんでございます。

同14日、新100歳、本部町は新しく11名の方が新100歳になられておりますが、上間フミさん、瀬底の方ですが、代表してお祝いに訪問をいたしております。

この間9月は各小中学校や郡の運動会だとか、芸能大会だとか、いろいろ議員の皆さんもそうですが、参加したということで、記載をしております。

10月3日、大成建設を訪問ということで、この間、年に2回ぐらいは情報交換でぜひ訪問したいという私の考えもあって、たまたま日程が都合が合ったものですから、福岡県のほうまで行きまして、情報交換をしてきております。特に新たな動き等についてはないんですが、大成建設のほうとしては、事業をしたいという企業について、現在絞り込んで話し合いを進めているということで、そのあたりについても情報交換を今後とも密にしていこうということでございました。

16日には、大同火災が毎年車椅子の寄贈を行っております、非常に助かっております。もう十何台もいただいているかと思っております。

次に23日には、「経済と暮らしを支える港づくり」ということで、いわゆる全国港湾大会、これまでいっておりましたが、要請活動、私が団長ということで、20機関ですか、30機関、要請で行ってまいりました。主なところとしては、国土交通省、あるいは内閣府、県選出の国会議員の方々を訪問して、直接要請活動を行ってきております。

次に11月19日、全国町村長大会、毎年行われておりますが、その中で特に皆様方にどういうことをしているかということと、あと決議、要請もしておりますので、少しご紹介をしておきたいと思っております。全国町村長大会の名のもとに決議している主なものを申し上げたいと思っております。まず、東日本大震災からの早期の復興等について。防災・減災対策を強力に国として推し進めてほしい。地方分権改革を強力に推進してほしい。次に道州制は導入はするなということで、これも継続して決議をしております。次に交付税率の引き上げと地方交付税等の一般財源の総額を今後とも確保してほしい。次に、これはちょっと新たな部分ですが、固定資産税及びゴ

ルフ場利用税を堅持してほしい。車体課税の見直しは代替財源の確保を前提としてやってほしいということです。あとはT P P交渉に当たっては、国益の堅持と重要5品目と、聖域の確保に万全を期してほしいということ等を決議して、代表の皆さんが要請行動を行っております。その場には、ちょうど解散した日か、その翌日かだったんですが、総理も見えておりました。次に特別決議ということで今、盛んにいろいろ言われている地方創生の推進についての町村会として特別決議をしております。少しご紹介いたしますと、国は町村が実施するいわゆる元気なまちづくり、地方創生の施策を財政的にも制度的にも支援してほしいと。もう1つは、幅広く活用できる包括的な交付金の創設、いわゆる今、沖縄県でやっています一括交付金制度という国としてのそういう制度設計、制度を創設してほしいということだと思います。あと地方財政計画において、歳出に新たな地方創生枠として計上してほしいと。同じく地方交付税を充実してほしいという特別決議も行っております。その全国大会との関連で翌日20日、国保制度改善強化大会ということで、私は割り当てで、そこに翌日は出席しましたが、その中でまた決議を少し紹介、お互い関係しますので、紹介しておきますと、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。これは前から私も、北部市町村会、県の市町村会も含めて、早くやってほしいと県にも要請していることであります。次に国の責任において、国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたって持続可能な制度設計をしてほしいということも入っております。次に低所得者が多い保険者の財政基盤を強化してほしい等々、十幾つかありますが、ご紹介をしておきます。そういうこと等について、全国大会、あるいはまた国保制度改善強化全国大会の名のもとに決議をし、要請をしております。

11月23日に那覇市近郊在住本部町郷友会親睦大運動会、天気にも恵まれて、非常に運動会は盛り上がりおりました。

26日には、皆さんも一緒に出席いたしました。農業生産法人もとぶウェルネスフーズ株式会社の落成披露祝賀会ということで、待ちに待っていた施設ができたということで喜んでおりますし、無事落成及び事業開始されておりますので、喜んでいるところであります。

同27日に安全・安心の道づくり、これも全国道路大会ということで、それも私は北部振興会の会長という立場も含めて、要請活動をせんだっての港湾大会と同じような形で二十数箇所要請活動をしてまいりました。

以上でございます。

○ **議長 島袋吉徳** これで町長の行政報告を終わります。

日程第5．議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** 平成26年第7回本部町議会定例会におきまして、11件の議案を提出しております。その内訳といたしまして、条例の一部改正が4件、条例の制定が3件、平成26年度一般会計等4件の補正予算の議案となっております。説明に当たりましては、副町長以下担当課長に説明をさせます。なお、先ほどどなたか議員の方から今の場所が最後の議場だというお話もあり

ましたが、非常に感慨深いものが私もあります。そういった意味では、今定例会がこの場所では最後ということになるかと思っております。余計なことを申し上げましたが、よろしくご審議をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年本部町条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成26年12月16日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、本部町障害者自立支援協議会並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条、第43条及び第61条の規定に基づく、本部町子ども子育て会議の設置に伴い委員報酬等を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案の最後の議案第46号参考資料に基づいて説明をいたします。提案理由にもありましたように、障害者に関する法律の中で、障害者自立支援協議会の設置が努力義務となっております。本町においても、今回、自立支援協議会の設置をすることとなりましたので、その報酬を追加しております。また子ども・子育て支援法、これも同じく努力義務となっておりますが、子ども・子育て会議を設置いたしましたので、その2つの報酬を今回条例の別表の中に挿入しております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 説明をもうちょっと詳しくやってもらいたいですけれども、本部町子ども子育て会議委員長、これは委員長だけですよ。委員はどういう構成になるのか、それから本部町障害者自立支援協議会委員、ここは委員だけなんです。普通、行政委員会というのは委員長がいて、取りまとめをして進めていくのが普通だと思うので、なぜ委員長の報酬は計上されていないのか。そしてなぜ委員はいないのか、これは2つ一緒にしてやろうという考え方なのかどうか。そうすると全然名称が違うものだから、その点説明を求めます。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 13番 石川議員へ説明いたします。

まず障害者自立支援協議会のほうから説明いたします。自立支援協議会については、法律の中の目的が障害者の支援体制に関する課題について情報の共有、あと関係機関の連携の緊密化を図る。地域の実情に応じた体制の整備を協議するというようになっていまして、そういった情報共有等を図る場として、今回協議会を設けております。全て委員ということで、同じ立場で話をするという考えで、委員のみということにしております。子ども子育て会議につきましては、委員の構成なんです、委員の構成につきましては、今回、町内の社会福祉法人、これは児童福祉施設の運営をしている法人になりますが、その代表として2名、その施設を利用している保護者

の代表の方を2名、それから公立の渡久地保育所の所長、渡久地保育所の隣にありますふれあい交流館、そちらの館長、あと行政のほうから福祉課から3名、教育委員会から2名、保険予防課から2名、計13名によって構成しております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 暫時休憩いたします。 休憩（午前10時26分）

再開いたします。 再開（午前10時33分）

13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 今、休憩中にもいろいろ議論をしておりますけれども、まだあやふやな点がございます。これは担当課長のほうでしっかりと会の位置づけを含め、そして目的、ただ情報を共有するだけの組織というなら、通常もやっていることですので、そこで集まってくれる方々に日当を出す。日当ではなくて、報酬を出す。出せるということになっていると思うんですけども、こういうものでこの会の位置づけがいいのかどうか、しっかりと吟味をしていただきたい。それは委員の皆さん方への報酬というのは、当然出すべきだろうと思っておりますけれども、その会の目的、それと会の性質がはっきりしない限り、運用に関してはしっかりと吟味をし、議会にも説明ができるような状況の中で運用というものを考えていただきたい。その点について、運用に関してですから、町長のほうで答弁をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 石川議員にお答えします。

今、議員が言われる組織のあり方、決定機関でもないし、またメンバー等々、その組織の性格について、我々目的だとかをしっかりとさせないと、やはり報酬を支給する根拠等、これは我々は説明責任を問われますので、その辺、法律に基づいて我々は設置するわけですが、運用に当たってもその辺はしっかりと明確化しないとイケませんので、県や、あるいは他の市町村と歩調を合わせながら、しっかりした組織をつくって、運用に当たってしっかりとその辺は説明できるような組織体制にもっていきたいと思っております。そういうことで、とりあえず報酬規定は我々提案させていただきますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 私もこれは先ほどの質疑と同じような疑問を持っていたんですけども、会自体に主催者がいないと一体どこでどうやってとりまとめていくのか、どうも疑問ではないんです。そのものについては、町長は改正もできるからという話をしてはいますが、当初からこんなのはちゃんと調べておくべきなんです。次また委員長か何かを経て、また改正するという事になると、皆さんの調査不足ということになります。これは十分気をつけてもらいたいと思います。それと、これは協議会と子育て会議は設置されていると今おっしゃっていました。これは条例事項ではないんですか。条例をつくって設置するものではないんですか。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 10番 仲間議員に説明いたします。

自立支援協議会に関しましては、法律上特に条例事項ではなくて、今回新たに要綱を定めて、

設置についてはこれからしていく予定です。子ども子育て会議については、今回は地方版ということで、各市町村においての設置になってきます。その中で法律上、条例による場合と、あとは関係者を集めた意見を聞く場ということで、今、二通り示されていまして、本部町は条例化はしてなくて、町の現在あります福祉対策協議会要綱というのが町の福祉に関する、そういう協議をする場ということでもありますので、その要綱を根拠に関係する方たちを集めて、意見の聴取とか、そういう場ということで、今回立ち上げております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 障害者自立支援協議会については、条例云々の問題はないということですが、子育て支援法、これは第77条と書いています。この第77条については条例を定めなさいという条文ではないんですか、これは。それを見ると条例を定めてくれということを書いているような、それはそうとしか読めないんですけれども。この第77条については、運用する場合に条例を定めなさいということになっているのではないですか。

○ 議長 島袋吉徳 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時41分）

再開いたします。

再 開（午前10時51分）

福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 第77条の部分、条例による設置か、または先ほど言いました関係、例えば子育て、保護者ですとか、こういう業務の従事者、児童福祉の従事者等の意見を聞くと。その二通りの文言があります。うちのほうは以前設置した福祉対策協議会という要綱があったものですから、県のほうに確認して、今回それを根拠として、その関係する人たちを集めたということにはなるんですけれども。今言った条例を設置して、そういう合議制のものにするか、またはその他ということで、たしか、すみません、今。すみません、ちょっと資料を忘れてしまったので、取ってきます。

○ 議長 島袋吉徳 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時54分）

再開いたします。

再 開（午前10時56分）

福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 10番 仲間議員に説明いたします。

議案の提案理由の中で、子ども子育て会議の根拠は子ども子育て支援法第77条と書いておりますが、その部分について誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。第77条については、議員がおっしゃるとおり、条例に基づく機関の設置ということになっております。今回、設置した会議、同じ子ども子育て会議という名称を使っておりますが、子ども子育て支援法の第31条、第43条、第61条、第62条の施設の確認ですとか、事業計画の決定の場として、子どもの保護者、その他子ども子育て支援にかかる当事者の意見を聞かなければならないという部分を根拠として、当初立ち上げておりますので、第77条ではなくて、今言いました31条から62条の部分を根拠ということで、提案理由の訂正をお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第47号 本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 崎原 誠** 議案第47号 本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成8年本部町条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成26年12月16日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正されたため、本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

一番最後の参考資料で説明いたします。現在、町条例においては今説明しました第2条において「母子及び寡婦福祉法」という文言を記載しておりますが、法律の改正で名称が変わりましたので、今回、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」で文言を訂正しております。下の3号については、文言の省略の部分が省略されておりましたので、今回同時に訂正しております。もう1つ、3条のほうにおいて、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律とありますが、そちらについても法律名に改正がありましたので、今回、その改正後の法律により訂正しております。今回の改正については、法律の名称が変わったことに伴って、文言の訂正をしておりますので、これまでの医療費助成の運用と資金の内容運用方法が変わるものではありません。以上です。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省きます。

これから議案第47号 本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第47号 本部町議母子及び父子家庭等医療費助成に関する一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第48号 本部町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 議案第48号を説明いたします。

本部町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について。本部町立学校給食センター設置条例(昭和56年条例第3号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成26年12月16日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、平成27年4月からの幼稚園給食導入に向け、関係条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

3枚目の新旧対照表でご説明いたします。右側が現行、左側が改正案になっておりまして、今、現在給食は小中学校で行っておりますが、来年4月から全幼稚園での給食が実施できるように改正したいと考えております。右側の表中上段の管轄学校、左側の管轄幼稚園及び小中学校に、下段の町内全小中学校を左側の下段、町内全幼稚園及び小中学校ということで改正したしまして、町内全幼稚園において給食を導入したいと考えております。来年4月9日に入園式がありまして、4月10日から給食の開始を考えております。以上、説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 町内の園児の数は何名ですか。それと園児1人当たりの一月の給食費、これは小中学生と同じ費用になるのでしょうか。

○ 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 10番 仲間議員に説明いたします。

来年度の給食導入に向けて、幼稚園児は118名で見込んでおります。ちなみに職員が12名、合計で130名の給食を新たに追加したいと考えておりまして、現在、小学校が給食費3,800円。中学区が4,500円。幼稚園は現在3,000円での給食費の設定を考えております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 今、幼稚園でも午後までやっているところがあります。そのときは各家庭から弁当を持たせたり、おにぎり等を持たせているところがあると思うんですけども、これは必ず給食を食べないといけないということになるんですか。家庭から持たせてもいいということなんですか。これは小学生、中学生がいるところの家庭にとっては結構な出費になると思うんで

す。その辺のところどうなんですか。

○ 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 10番 仲間議員にご説明いたします。

今回、給食導入は食育も兼ねております。この中で町産品等も使っていきますので、今現在、小中学校ではアレルギー等、どうしても給食でとることのできない児童生徒に関しては、弁当持参も認めております。幼稚園に関しても食育の観点から給食、アレルギーを持っている児童以外は給食を取るよとということ、説明していきたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 これは本会議中で聞くべきなのかどうかちょっと迷っておりますけれども、ちょっと休憩をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 暫時休憩いたします。 休 憩（午前10時07分）

再開いたします。 再 開（午前10時09分）

13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 先ほど休憩中で中身について確認をいたしましたけれども、これはやはり教育というものは教育委員会だけがやるものではなくて、今、教育行政と言われている中で、行政等の考えも踏まえて、しっかりと調整をして値段の設定はしていただきたい。その点について町長の考え方を賜りたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。大体議員が言われたような私も考えで、子育て、あるいは幼稚園の部分がなかなか今まで光が当たらなかった部分もあるかと。ただ本部町においては、2年幼稚園の対応だとか、前向きに取り組んで、ニーズに合ったような形で取り組んでいるつもりですが、今回から新たに給食まで導入すると。それは私はとてもいいことだと思っておりますし、そういった観点から細かい例えば幾ら負担だとか、どうするか、ほかの市町村とまた栄養的な面だとか、そういう面も含めて、総合的な観点から教育委員会ともしっかりと相談しながら、しっかり幼稚園児の体づくりという面も支援してまいりたいと思っております。今回はとりあえずその導入についての条件整備といいますか、そういう条例の整備でございます。これからまた皆さんにもご相談しながら進めてまいりたいと考えています。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 幼稚園児も給食が出るということは非常にいいことだと考えております。その中で、やはり行政としてしっかりとこの地域における子供たちを育てるという意思表示というのではちょっとおかしいかもしれませんけれども、そういうものを行政で支援をするという体制というものは必要ではないかという考え方もあります。全く無料にしないということではないんですけれども、やはりそれなりの支援体制をしっかりととれるような体制を、相談をしながら、財政ともいろんな絡みもあるだろうと思っておりますけれども、その点は配慮を願いたいということです。教育長どうですか。

○ 議長 島袋吉徳 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 13番 石川議員にご説明いたします。

先ほど事務局長が3,000円程度といったのは、あくまでもこれは教育委員会の私たち事務局内での案で、これは北部の各市町村の幼稚園児の給食費についても我々も十分調査してございますけれども、そこも含めて、今そういう段階であります。これは最終的にはもちろん金額の設定については、財政とも相談をしながら、教育委員会議の中で決定する事項でありますので、あくまでも先ほど示した金額というのは案の段階でございます。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 教育長、よく皆さん方は他市町村を見てということなんですけれども、独自の本部町の考え方というものはないんですか。他市町村が3,000円なら3,000円、4,000円なら4,000円でいくんですか。私はそういうことではなくて、私たちの、町長もよく使われている武本部（ブームトップ）ということで、子供たちをしっかりと育てていこうと。育てやすい環境をつくろうということで進めていく中で、独自の考え方があってもしかるべきだと考えているんです。他市町村が横並びだからということで、これは確かに無難です、皆さん方からすると。しかし、やはりそこは政策としてしっかりと打ち立てて、町民にアピールをし、町民の理解を得るのが筋ではないかと思っております。その点について町長と教育長の見解を賜りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 議長 島袋吉徳 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 13番 石川議員にご説明いたします。

金額の設定については、今、事務的にただ説明していたということでありまして、やはり子供たちの教育であるとか、子育て制度であるとか、そういうことを考えていますと、やはりなるべく保護者のほうには負担をかけないような形の給食費を設定するのが望ましいと思っております。そこはやはり一般会計のほうとも十分調整して、これからの子育て制度等を十分踏まえて、我々は検討していきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 石川議員のご質疑にお答えします。

どんな政策でもそうなんです、当然、議員の言われるような考え方のもとに、しっかりとした本部町独自の、また私の考え方に基づいて進めていきたいと思っております。バランスだとか、ほかの市町村の例というのはあくまでも参考でありまして、目的はやはり本部の子供たちをしっかりと育てるという観点から、また地産地消の部分もありますので、そのあたりは総合的に判断をして、できるだけ幼稚園児、子供たちが育てやすいような条件整備、これは給食費の話もあります、ほかにもいろいろあります。そういった考えのもとに進めてまいりたいと思っております。なるべく安くできるようにしたいと考えています。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 私は金額の面というよりも、現行の幼稚園児の帰宅時間、それから給食

を行った場合の帰宅時間、それから法改正に伴って、学童児童のいろいろな部分で難しさも出てくると思うんですけども、その辺の帰宅時間が変わった場合の通達を今、年長組保育の保護者に早目の通達を。なぜかという、ほとんどの方が仕事をしていると思うので、その辺の通達を早目にしておくと、段取りもしやすいかと思うので、その辺の見解をよろしくお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 1番 具志堅議員にご説明いたします。

現在、幼稚園の帰宅時間は正午になります。12時です、正午になります。給食導入をしましたら帰宅時間は現在のところ午後2時を予定しております。今回、幼稚園の申し込みが入っていますが、今回この改正条例が可決されないで給食の導入が通知できないものでして、それで本日可決いただきましたら、帰宅時間の延長、そして給食導入に向けて周知に入らせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 1番 具志堅 勉議員。

○ 1番 具志堅 勉 先ほどもお伺いしましたけれども、午後12時なり午後2時に帰宅した後の学童保育に現行どおりは入れれば幸いなんですけれども、法の改正に伴って、その辺の難しさもありますけれども、その辺の考えもお聞きしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 1番 具志堅議員にご説明いたします。

現在、子供たちの幼稚園児の放課後の場合は、帰宅するか、幼稚園に残って預かり保育をやるか、そして学童に行くかということで、大きく分けて3つありますけれども、平成27年度から制度が大きく変わります。教育委員会としては、預かり保育の部分は継続して実施してまいります。その預かり保育の中で、延長保育も現在検討しております。それと土曜保育ができないかも今のところ検討している段階でありまして、保護者のニーズに沿った幼稚園5歳児の預かりを今、新しい新制度に移行した場合ということで、事務局内で今、検討している段階であります。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第48号 本部町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 本部町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第49号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 仲榮眞 修** 議案第49号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本部町国民健康保険条例（昭和47年条例第57号）の一部を改正する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成26年12月16日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が平成26年11月19日に公布されたことに伴い、本部町国民健康保険条例（昭和47年条例第57号）の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。1ページです。本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例。本部町国民健康保険条例（昭和47年条例第57号）の一部を次のように改正する。第6条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。ということで、改正する条番号は、第6条であります。附則（施行期日）1 この条例は、平成27年1月1日から施行を予定しております。

次のページをお願いします。2ページは本部町国民健康保険条例新旧対照表となっております、下線部分が改正箇所になります。今回の改正の中身が出産育児一時金の見直しでございます。

次のページをお願いいたします。次のページに議案第49号の参考資料を添付しておりまして、この条例の改正の概要となっております。こちらのほうでご説明いたします。真ん中のあたりに図で示してありますとおり、出産育児一時金の総額42万円、変更はございません。その内訳について変更がございまして、先ほど少し述べましたけれども、条例改正の背景と合わせて、もう一度ご説明いたします。出産育児一時金には、真ん中の図にありますように、出産育児一時金基本額ということで、いわゆるお産代39万円と産科医療補償掛金加算ということで、保険料という形で3万円構成されておりまして、まず、この産科医療補償制度について説明いたしますと、下のほうにも示してあるとおり、この制度は平成21年に創設された制度でございまして、産科医療の質の向上を図ることを目的に、医療機関が加入しているものでして、生まれた赤ちゃんが重度の脳性麻痺と診断された場合に、その乳幼児と家族の経済負担を補償するための保険金の支給と、当該疾患に関する情報の収集、整理、分析や情報提供の諸経費を充てるための資金制度でありまして、この資金制度のいわゆる保険料が3万円から今回1万6,000円に引き下げになっておりまして、それに伴いまして、本来、出産育児一時金総額も42万円から1万4,000円減る予定でございましたけれども、出産時の実質的な負担軽減の観点、いわゆるお産代等の軽減の観点から関係法令、先ほども少し触れましたけれども、健康保険法施行令等で出産育児一時金の総額の維持が図られておりまして、これを受けまして、町のほうでも本条例で同様の改正を予定しております。これで議案のご説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第49号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第49号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第50号 本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 崎原 誠** 議案第50号 本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成26年12月16日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されたことに伴い、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

説明については一番最後のページにつけております参考資料に基づいて説明したいと思います。

1. 条例の趣旨ですが、今回児童福祉法第34条の8の2により、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとなりました。この基準を最低基準とし、常に、その設備及び運営を向上させなければならないとされております。2. 基準等の主な内容につきましては、放課後児童健全育成事業における児童の集団規模、これは定員とか、そういうものになります。職員の要件、開所日数や専用室及び部屋の面積その他静養室の設置等の運営や設備に関する基準を定めております。3. 放課後児童健全育成事業について。放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業となっております。現在運営されております学童保育がこの事業に当たります。4. 町内における状況について。町内では、現在3カ所の学童クラブが当該事業を実施しております。ちなみに、現在、今年度の学童数については、幼稚園児が約30名、小学生が94名、現在学童を利用しております。これまでは国のガイドラインに基づいて、同じような内容で努力義務のような形で運営が進められておりました。今回、法律によって市町村が条例化することで、その基準を最低基準として守っていかないといけないということになっております。以上です。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。10番 仲間厚洋議員。

○ **10番 仲間厚洋** 今、幼稚園児が30名ということですか。これが執行される期日というのがはっきりしないんですけども、大体いつぐらいというのはわかっていますか。それと、これが執行された場合にこの30名の行き先というものはどうなりますか。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 10番 仲間議員に説明いたします。

今回の事業に関しまして、子ども・子育て新制度に基づくものとなっております、施行に関しましては、平成27年4月1日から予定されております。現在、幼稚園児30名が学童のほうを利用されています。次年度からは放課後事業の対象児童というのが小学1年生から6年生ということで、法律の中で決められておりまして、沖縄県に関しましては、これまで特例でもって幼稚園児の学童保育についても認められておりました。次年度からは幼稚園に関しましては、事業でいう学童の対象にはならないと。ただ民間のほうで独自に運営する場合は、それはこの条例とは関係なく運営はできますが、運営補助等の対象にはならないということになってきます。先ほど委員会でもあった預かり保育の部分で対応できるのではないかと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 民間で対応する場合は、この条例に無関係にできるという話ですか。今、何カ所と言っていましたか、3カ所だったですか。これは民間ではなくて、公でやっているんですか、学童は。公でやっているのか。民間でやる場合には、この条例関係なくしてできるのか、それをちょっと確認したいです。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 10番 仲間議員に説明いたします。

まず幼稚園生の部分を独自にやった場合、基本的にはこの条例に基づくものではないんですが、町としましては、同じ学童になりますので、なるべくその基準に基づいて運営はしてもらいたいと考えております。現在の3カ所は全て民間の学童になっておりまして、小学1年生から6年生の学童を運営する際には、その条例の基準に基づいて運営してもらうことになります。済みません、追加します。現在、補助事業により事業を実施しておりますが、次年度からは小学生の部分に関してのみ補助の対象ということになってきます。幼稚園部分については、今後補助が出ないということで、現在、国、県のほうから説明を受けております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 ちょっとわかりにくいんですが、今やっているのはみんな民間ということですね。課長の先ほどの答弁では、幼稚園児を受け入れる場合であれば、民間でやってもこの条例の適用対象にはならないと、そういうふうに私は聞いたんですけれども、今の答弁を聞くと、同じところで幼稚園児も預かれるけれども、ただ補助が出ないと。そういうことなんですか。今の答弁だと、この3つの学童で幼稚園児も預かれるけれども、幼稚園児については補助が出ないというだけの話ですか。そう聞こえたんですけれども。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 10番 仲間議員に説明いたします。

幼稚園の部分について説明いたします。幼稚園につきましては、補助の対象ではないということで、また運営に関しては、現在受けている説明の中では、小学生と幼稚園を混在した同じ場所

でやる場合には、また全体が補助の対象にならない可能性がある。ただ別々の運営に関しては、幼稚園部分は対象ではないんですが、小学校部分については条例に基づく運営をしていれば補助の対象になってくるということになります。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休憩（午前11時39分）  
再開いたします。 再開（午前11時42分）  
ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省きます。

これから議案第50号 本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号 本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第51号 本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 議案第51号 本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成26年12月16日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されたことに伴い、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

本条例に関しても一番最後に添付してあります参考資料にて説明をしたいと思います。1. 条例の趣旨。今回、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、国の定める基準を踏まえて、町が家庭的保育事業等の認可を行うこととなります。そのために必要な基準を条例で定めております。2. 内容につきましては、家庭的保育事業（新制度の中では地域型保育事業ということになります。）の各類型における利用定員や保育従事者の条件及び割合、保育室の面積、建物の構造等、運営設備に関する基準を定めております。3. 家庭的保育事業等（地域型保育）について。家庭的保育事業等というのは、通常の保育所とは違って、ゼロ歳から2歳の子供を預かる事業となっております。現在のところ表にある4つの事業があります。家庭的保育事業については、5名以下の子供たちを預かる事業となっております。小規模保育事業、これは6名から19名の範囲で子供たちを預かります。事業所内保育事業については、各事業所で主に従業員の子供たちを

預かる事業となっております。居宅訪問型保育事業については、障がいや疾病などで個別にケアが必要な場合に、その家庭に訪れて保育を行う事業となっております。4. 本町における状況について。現在、本町では認可外保育施設が3カ所ありますが、そのうちの2カ所については、次年度より新制度の中の地域型保育事業、2カ所とも今、小規模保育事業を予定しております。その事業を行う予定となっております。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第51号 本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第51号 本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第52号 本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 崎原 誠** 議案第52号 本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成26年12月16日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の制定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関し、必要な事項を定める必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

本議案についても一番最後の参考資料で説明をいたします。1. 条例の趣旨。児童福祉法に基づく認可等を前提とし、施設・事業者が運営基準等を満たしていることを確認し、給付対象とすることとなっております。このため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を市町村が条例で定めることとされております。文章中「認可」というのは、人員配置や面積など施設・事業に必要な基準となっております。「確認」というのは、会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付の対象施設・事業者として適格かということになります。2. 主な内容。条例の内容としましては、会計処理や情報公開などの規程、その他特定教育・保育施設の提供の開始に関する運用規程の作成や利用者に対する説明と同意及び苦情処理体制、非常災害対策や衛生管理等、運営に関する基準を定めております。今回、特定教育・保育施設ということです

が、まず施設につきましては、教育・保育施設というのは法律上、幼稚園、認可保育園、認定こども園等に当たります。地域型保育事業といいますのは、51号議案で説明いたしました家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの事業になっております。各事業の認可に関しましては、特定教育・保育施設、幼稚園、保育園、こども園の認可に関しましては、これまでと同じように県のほうで認可認定を行います。新たに次年度から進めていきます地域型保育事業に関しましては、51号議案で提案しました条例に基づいて、町のほうで認可を進めていくことになります。それらの施設に対して、現在でいう運営費、これからは給付という形に文言が変わってくるんですが、現在と同じように施設のほうに支払う額となっております。その給付をするために運営の基準を満たしているかというのを町のほうで確認をしていきます。その確認をされた施設が特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業ということになってきます。ちなみに、現在幼稚園、保育園に関しましては、次年度も同様の運営となっております。確認については、これまでどおり運営してきているものについては、みなしで、確認されたものとみなして給付の対象となっております。新たに発生した地域型保育事業に関しましては、先ほどの条例に基づいて町で認可していきます。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 先ほどから子供に関するものがいろいろ出て、条例の数も膨大で何がどうなっているのかよくわからないものがあるんですけども、要はこういったものを制定することによって、利用者がどういう影響を受けるのか。今入っているところをそのまま使えるのか、あるいはあなたはこっちに行きなさいとか、そういったことが生じるんですか。そのままの状態で行けるわけですか。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 10番 仲間議員に説明いたします。

基本的な利用の状況に関してはこれまでと同様になっております。ただ申請の際に、今回から子供たちを3段階の区分分けをして、認定することになります。1号認定、2号認定、3号認定となりますが、1号認定が幼稚園を希望する児童、2号認定が3歳から5歳で保育が必要、両親が仕事等をして保育に欠ける児童を2号認定、同じようにゼロ歳児から1歳児の保育に欠ける児童を3号認定ということで、区分分けをすることになっておりまして、その認定の申請が今回新たに必要になるんですが、保護者からの申請としましては、認定の申請と保育所の入所申請を同時にすることで、これまでと変わりのない申請が行えるようにしております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第52号 本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第52号 本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時57分)

再開いたします。

再 開 (午後1時30分)

午前に引き続き会議を開きます。

日程第12. 議案第53号 平成26年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第53号 平成26年度本部町一般会計補正予算について。平成26年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成26年12月16日提出、本部町長 高良文雄。

3枚目をお開きください。平成26年度本部町一般会計補正予算(第6号)。平成26年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,794万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,897万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

説明に当たりましては、事項別明細のほうで説明をしたいと思います。今回、歳出のほうで人件費、報酬、職員の給与等、手当等がたくさんありますが、それは給料改正、条例の改正、その他人事異動等に伴う補正の増減等になっております。それでは説明いたします。歳出のほうから説明いたします。事項別明細書の8ページ、9ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金、説明の下から2行目、伊野波字誌編集補助金500万円、これは個人からの寄附金で伊野波にお世話になったということで、伊野波のために使用してもらいたいという意向がございましたので、その寄附金を字誌編集のための補助金として予算措置しております。その下の本部町育英会補助金、これも1法人からの寄附金でございます。40万円。5目財産管理費、13節委託料、これは新庁舎のネットワーク関係、構築の設計業務委託料です。これは入札残等による補正減でございます。下の新庁舎引越業務委託料54万円、これについては大きなコピー機、その他大きな備品等を運ぶための引越業務委託料でございます。昇降機保守業務委託料、これは昇降機、エレベーターです。新庁舎のエレベーター3月分、ひと月分の保守料金でございます。庁舎解体工事費900万円、これについては追加補正でございます。発注といたしましては、2月中には発注をしたいと、今現在ある旧庁舎のほうの解体の工事費の追加部分でございます。備品購入費につきましては、応接セット、そういうものとかの備品、これも追加の補正でございます。500万円。足りない部分がございましたので、その分、補正をお願いしたいということでございます。ちゅらまちづくり基金積立金、これは4名の個人と1法人

からの寄附金を今回63万円積み立てをいたします。

18ページ、19ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、13節委託料115万円の減額でございます。これは説明のほうの下から3行目、住民情報国民年金改修委託料、これは国民年金等のシステム改修費が実際の執行に当たっては予算が余りましたので、その部分を減額補正をお願いしたいということでもあります。その下の国民健康保険特別会計繰出金149万2,000円、これは保険税軽減に伴う国、県等の補助金もありますが、その部分、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1負担いたします。その確定に伴う町の負担部分の繰り出しでございます。これは基準内の繰り出しでございます。

20ページ、21ページをお開きください。4目障害者福祉費のほうの20節扶助費233万3,000円、説明のほうに計画相談支援、地域移行支援、育成医療給付費等がございますが、これも実績等に応じて今回、補正増をお願いいたしております。計画相談支援については、一人一人の障害者の皆さんの支援計画づくり、当初では30件の計画予定でしたが、今回補正では76件の計画づくりが必要になる予定ですので、今回、補正増をお願いいたしております。この計画相談支援、地域移行支援、育成医療給付費については、国が2分の1、県が4分の1の補助金がございます。地域移行支援というのは、精神障害者を地域に戻す事業、利用サービスの実績に応じて今回、補正増をお願いしたいということでございます。次に育成医療給付費、これは障害児、子供のほうの医療費を助成する事業でございます。主に3障害、免疫不全、腎臓の病気、心臓の病気等の医療費についての助成でございます。次、5目母子福祉費でございますが、これは県単独の事業です。県が2分の1、町が2分の1の事業でございます。これも実績等に応じて今回、補正増をお願いしたいということでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、11節需用費、18節備品購入費については、墓地経営許可権限移譲事務の交付金が入ってまいりますので、その部分でこの部分の支出をしていきたいと考えております。備品の種類といたしましては、椅子、パソコン等を購入していきたいと考えております。

26ページ、27ページをお願いいたします。5款労働費、2項労働諸費、2目地域雇用創造事業費、13節委託料172万5,000円、説明のもとぶ牛安定供給化事業委託料、これは失業対策事業の一環ではございますが、今回のこの事業の委託といたしましては、もとぶ牧場で3人を2カ月間雇用する予定でございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、13節委託料517万4,000円、説明のほうに町内農業用排水施設概略設計業務委託料517万4,000円でございますが、これについては予算書の後ろのほうに資料がついていると思います。地図に示されていると思います。伊豆味2カ所、それと瀬底1カ所のかんがい施設の概略設計を今回委託していきたいと。それによって事業化を目指していきたいということでございます。19節負担金補助及び交付金695万円、説明のほうの下から2行目で多面的機能支払交付金事業負担金47万円でございますが、これは本部町の土地改良区のものり面等の草刈り、さらには水路等の泥上げ、維持管

理のための事業でございます。それで今回、平成26年度については土地改良連合会が事業を行う予定にしております。その町負担分といたしまして、事業費のうちの4分の1が47万円として負担をします。事業費全体といたしましては、188万円、国が事業費の2分の1、県が4分の1、町が4分の1。町の4分の1部分が47万円でございます。その下の本部町キク拠点産地強化事業補助金648万円、これは一括交付金でございます。一括交付金執行に当たりまして、入札残と減額になった部分から今回この拠点産地で花ロボを1台追加で購入するための補助金を計上しております。補正前については太陽の花5台、任意組合1台、計6台でしたが、今回1台追加して、今年度合計で7台の購入予定でございます。5目農地費、15節工事請負費922万2,000円、説明のほうでは農道等修繕工事費743万9,000円でございますが、これについては謝花、瀬底、備瀬等の農道の補修工事を予定いたしております。その下の団体営ため池等整備工事については、これは旧たかしホテルのほうに上る、現在も工事をしてしておりますが、その部分の追加補正でございます。

次の30ページ、31ページについても団体営ため池ののり面の保護の工事です。その部分の用地、個人有地の購入費、また立木等の補償補填の予算を計上しております。

36ページ、37ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金102万6,000円、説明のほうにもとぶかりゆしウェア製作補助金102万6,000円、これは商工会において、今回もとぶかりゆしウェアの製作を行う予定にしております。そのデザイン料の補助金を予定しております。3目観光振興費、13節委託料、15節工事請負費、それぞれ460万5,000円と187万5,000円の減額、説明のほうも全て減額でございますが、これは全て一括交付金事業でやっているものでございます。入札残等による減額補正をいたしております。

40ページ、41ページをお願いします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、15節工事請負費、815万4,000円、説明のほうに町内道路維持修繕工事費815万4,000円でございますが、これは浜元、伊野波、東、辺名地等を主に町道アスファルトの修繕、さらには排水路、アスカーブ等の修繕工事を予定しております。3目道路新設改良費、15節、17節、これは健堅本部落線改築事業の予算の組み替えでございます。

44ページ、45ページをお願いします。5項都市計画費、2目公共下水道事業費、28節繰出金1,304万6,000円、説明のほうに公共下水道特別会計繰出金でございますが、今回の繰出金については給与関係によるのが4万6,000円、そのほかについては下水道工事の敷地工事、主に今ブロック塀をやっておりますが、その中の敷地内、アスファルト舗装の工事を予定しております。その分2,800万円余りの工事のうち1,300万円を一般会計のほうから繰り出しを予定しております。

46ページ、47ページをお願いします。6項住宅費、1目住宅管理費、11節需用費130万円、説明の一番下の修繕費130万円でございますが、これは町営住宅の修繕費の予定です。崎本部団地、伊野波団地、伊豆味団地、谷茶団地の修繕を予定しております。

50ページ、51ページをお願いします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費150万円、説明のほうの下から3行目、学校修繕費150万円がでございます。これは崎本部小学校

のベランダ部分の修繕を予定しております。その下の2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金、これは県外・県内離島派遣費補助金12万2,000円でございますが、これは町内の小学生がゴルフ大会、サッカー大会の代表として九州のほうに派遣をされております。その部分の補助金の予定でございます。

52ページ、53ページをお願いします。3項中学校費、3目学校建設費、15節工事請負費251万1,000円、説明の水納小中学校避難経路整備工事費、これは水納小中学校屋上への避難階段の整備工事の追加経費として予算を計上いたしております。

60ページ、61ページをお願いします。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費、15節工事請負費2,217万2,000円、説明のほうの崎本部地区農業用施設災害復旧工事等と書いてあります。これは前回の災害復旧費、臨時議会でやったものが5件ですか、崎本部地区を含めたものがございましたが、今回は3件、これは台風19号、10月11日、12日の災害によるものでございます。辺名地農免農道、並里山泉河農道、具志堅の津味農道の3件の災害復旧工事の予定でございます。

歳入のほうを若干説明いたしたいと思います。歳入の2ページ、3ページ、15款国庫支出金、16款県支出金等については、先ほど事業等で説明した部分のそれぞれの補助率等に応じて今回、補正の増減をいたしております。

4ページ、5ページをお願いいたします。18款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、本部町ちゅらまちづくり応援寄附金603万円、これについては歳出のほうで説明した伊野波字誌編集、それと育英会で540万円、残りが積立金に回しております。

21款諸収入、4項雑入、5目雑収入、1節雑入、説明のほうの介護保険広域連合精算償還金757万1,000円、これは平成25年度介護保険事業の精算について町が多く支払いしていた部分の戻し、償還の金額を補正いたしております。これで説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 33ページ、委託料、松食い虫防除委託料8万9,000円ということなんですけれども、町内も結構松食い虫の被害を受けた松が見受けられるんですけれども、この予算というのは県の事業というのか、県のほうから予算配分があって、それに対応して予算が計上されていると思いますけれども、県全体でも大変な松食い虫被害が出ていると思うんですけれども、本数の把握というのは町内やられているのかどうか。それから松食い虫防除をするのであれば、小規模でやるよりは大規模でやったほうが効果が出るのではないかと思いますけれども、この予算の獲得について、どのような方法で行われているのか、県が割り当てでくるだけに対応しているのかどうか、そこら辺も含めて説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 13番 石川議員にご説明いたします。

今回補正で8万9,000円という額で上げているんですが、当初予算では170万円はとってありまして、これに県のほうからまたちょっと上増し分が配分がありましたので、8万9,000円は補正

ということで、金額的には上げております。今、町のほうで把握している本数ということですが、町と県とですみ分けをして事業をやることになっておりまして、町のほうでは国道や県道沿い200メートル以内を町事業で、それよりも離れたところは県事業でというすみ分けをしております。今、町の事業で予定しているところが樹幹注入、弱った木の予防のための樹幹注入が50カ所、それと伐採に対して、すみません。伐採、切り倒すべきところが国道沿いですと、崎本部に10本、あと浜元の運動公園15本ですとか、瀬底は樹幹注入、あと伊豆味のほうに9本、並里のほうに国道沿いですと3本とか、2本とかというまばらに散っている状態です。今、町としては、基本的に補助事業で県から配分される事業の枠の中で町内の該当するところをやっている状況であります。どうしても緊急とか、学校ですとか、病院ですとか、公共施設ですとか、どうしても緊急にやらないと危ないという場所については、また予備費等で対応したりということをしております。あと県事業については、本数については相当の本数になっていきますので、数は今把握しておりませんが、県事業でやると、これはまた県の予算の枠内で優先順位をつけてやることになっております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 当初と今回の補正を含めての金額で、今、町の持ち分というんですか、すみ分けをされている部分の駆除というのは、完璧というんですか、その本数の駆除というものは可能なんですか、どうなんですか。その点、金額的にも結構金がかかる事業だということは聞いているので、本数的に。まだ事業執行はしていないということなんですよ、執行されてなくて、補正で新たに来たものを一緒にやろうということなんです、今から。その点も含めて、どの時期がいいのかも含めてです、この駆除に関して。その点について説明を詳しくやってもらいたい。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 13番 石川議員にご説明いたします。

町事業でできる範囲というのが先ほど県道、国道沿いの200メートル以内ということなんです。かなり本数がありまして、現状として今、大分広がっているようにも見受けられます。それで今、予算として県から下りてきている分では、全部対応することは非常に厳しい状況です。町としましては、やはり公共施設の近くでありますとか、人が多く集まる場所の近くでありますとか、危険性の高いところを優先的にやるという状況で、できるだけ個人の土地ですとか、そういうところに対しては個人のほうで対応していただきたいと考えております。あと時期的なものですが、私もちょっと今勉強不足ですみません。時期的なものについては確認して、またご説明いたしたいと思っております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 松食い虫は私もあまり詳しいわけではないんですけれども、やはり適時、処理をしないと広がっていくというのは当然だろうと思っております。だから予算はできている。執行ができていないというのが、そこに問題が出てくるのではないかと。それで時期的なものがあるのかということで聞いているんです。今から残されたのは、あと3カ月ちょっとです、予算執行す

るまで。そうでなくて、やはりこの木も松食い虫が入っていると思ったら、すぐその場でやらないと、真っ赤になった時点では、もうそこには松食い虫はいないだろうと言われているんです、ほかの木に移ってしまっ。それではただ枯れ木を切るような感じになるものですから、それは予算はちゃんと確保されているんですから、適時、対処をするという考え方は持てないものかどうか。業務的にも大変だろうとは思いますが、それはやるべきだろうという考え方を持っているんです。それからまた県のほうもこれだけ膨大な地域での松食い虫ですので、予算というのは大変厳しいだろうと思うんですけれども、お互い観光地としての位置づけをされているこの本部町の中でもやはりそれは見苦しいものがあるし、早目に対処できるような予算の獲得をし、県も含めてですよ、県の事業も含めて、町の事業も含めて一斉にやるという方向性というものを見出すべきではないか。その点について課長の考え方をちょっと説明してください。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 13番 石川議員にご説明いたします。

議員のおっしゃるとおり、今、松食い虫がどんどん広がっている状況だと思いますが、木から次の木にこの虫が移る時期というのが多分あると思いますので、そういう時期をタイミングを見はからって処理するのがやはり適切だと思います。町のほうとしましても、県と連携して、町内にできるだけ広がらないように適切な時期を見て対処すべきであると考えます。今回、時期的にちょっと遅れてはおりますが、早目に対処してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 石川議員の今のご質疑ですが、せっかくの機会なので、これは前から松食い虫の件については、例えば前に企業局にいるころ、水源地の周辺は特にあなた方やれとかという話があって、恐らく何億円という金をかけてやった経験もあるんです。ですからこれはこの一市町村の区域に限らず、これはいろいろ鳥獣害ではないんですが、やはり地域、地域まとまってやる必要があると思いますので、その辺は町村会としても何とか県あたりに要請をして、まとまって何か対応策を考えないと。今おっしゃるように観光の面等も含めて、あまりよくない。何か見ると、最近この辺も相当ふえている感じを受けます。そこら辺を踏まえて、北部の市町村会でもこれは何とか意見を集約して、県に要請したり、そういう活動も取り組んで、並行してやりたいと考えています。

○ 議長 島袋吉徳 8番 崎浜秀進議員。

○ 8番 崎浜秀進 松食い虫の件、手を挙げようとしたら石川議員に先越されましたので、確認だけをしておきたいと思っています。この松食い虫の駆除、当初から後手、後手にだけ回って、松が枯れてから伐倒している。虫は飛んで、次の木に移っているんです。ですからやはり予算を組まれたらすぐ執行しないと、これは松の被害がどんどん広がっていくということになると思います。本数にしてももう崎本部あたり、ベルビーチに行く、そこら辺は全部松が紅葉している感じがするわけですが、ただ残さなくてはいけない学校、神社、そういうところには注入をしたい。これは今帰仁の馬場と同じように、ああいう形をとらないと恐らく学校あたり、それ

から神社あたりの松も全部枯れてくるのではないかという気がするわけですが、まず産業振興課長に聞きたいのは、そういうところを優先的に、あの注入。枯れている松には虫は飛んでいないわけですから、早目に伐採する以外にないんです。ですからやはり守るという意味で、こういう場所の注入の計画先を言っておりましたけれども、これを優先的に、そういうものは早目にできないのかどうか、産業振興課長の意見をお伺いします。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 8番 崎浜議員にご説明いたします。

町としましても、予算的には当初予算でこれだけの本数の対応費用は確保してはいるんですが、まだ県のほうから交付決定が下りないものですから、早く現場を進めたくても今、進められない状況にあります。交付決定が1月ぐらいにいつも来るということで、町としても本当はもっと早く交付決定を出すように、県のほうにもお願いしていきたくは思いますが、交付決定が下り次第、速やかに対処してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 8番 崎浜秀進議員。

○ 8番 崎浜秀進 交付決定待ちだということですが、やはり交付金があるまではそういう松も全部虫に食いつぶされてしまうのではないかという気がするわけですが、先ほど町長が言われた北部広域圏の中で、ほかの市町村とタイアップしながらやれないと、大事な松を守ることができないだろうという気がするわけです。ですからやはりそういう松を守って、山の中にある枯れている松は早目に伐倒していく方法しかないと思います。今後こういう形で早目に、常に、先ほど言いました後手に回っていますので、交付決定があるまでは虫が笑っているはずですが、ですからやはり食べ物のある間は全部食べつくすはずですから、しっかり対応していただきたいと思います。

もう1点だけ、これは崎本部の土地改良区の災害の工事費2,200万円、これは補正予算の中で、休憩中に聞いたわけですが、この崎本部のため池圏、その泥をためているわけですが、あれだけの排水から流れてくる水だけではまたつくっても同じことを繰り返すと、そのときに言ったわけですが、あの水、山手から流れてくる水は全部農道を伝わって、このため池に全部流れてくるわけです。ただ排水だけの雨の量を計算すると同じことになるのではないかという気がします。あれだけの大きな土台をひっくり返すぐらいですから。ですからやはりこころ辺を見て、この設計をしているのかどうか、建設課長、設計の説明をよろしくお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 8番 崎浜議員にご説明いたします。

崎本部、塩川の土地改良区の件、最終沈澱池の件なんですけれども、あくまでも今回は災害ということで、復旧しか認められませんので、その辺、もう一度検証して、もし事業がとれるようでしたら、もう一度見直して、もっと大きくできるか、この辺また事業取り組みがもしできるのでしたら、その辺で取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 8番 崎浜秀進議員。

○ 8番 崎浜秀進 この現場、去ったときにも休憩でしたわけですが、中間に砂防ダムみたいな大きなため池をつくっていますよね。あれに水が入らずに、土手が崩れているものだから排水が全部埋まっているんです。上から流れてくる水、農道を伝わってこっちに来るので、これは県のほうにもよほど説明しないと、あのため池に行くような方法を考えないと、また2,200万円を使って、また次の災害でまたひっくり返ります。だからそこら辺よく検討して、工事を執行してください。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休 憩 (午後2時12分)

再開いたします。 再 開 (午後2時18分)

ほかに質疑ありませんか。

10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 全く違うんですけども、29ページ、農道等修繕工事、謝花の名前が上がっていましたけれども、これはどういう理由で、どういう方法で補修していくのか、ちょっとお聞かせください。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 10番 仲間議員にご説明いたします。

農道の補修、修繕工事、箇所的にはパッチング、備瀬から瀬底入っているんですが、謝花については平成8年に農村総合で整備を途中で、地主の了解を得られなくて途中でとまっている農道があるんですけども、今回、地主のほうと折り合いがつかしましたので、またこの農道自体が生活道みたいにもなっていて、結構、雨が降るとぬかるんです。結構苦情もあるものですから、それを地主にお願いして、今回やっとならぬ舗装するということです。用地費については、次年度ということで、地主のほうにも了解をもらっております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 この修繕方法、工法みたいなものについてもちゃんと了解をもらっているわけですよね。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 10番 仲間議員にご説明いたします。

地主の意見も踏まえて、畑への乗り入れ口部分も排水の件、グレーチングのほうに取りかえてくれというその辺も地主の意見がありまして、その辺も舗装と一緒にやっていきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 3点ほどお尋ねしたいと思います。9ページの15節工事請負費、その中の庁舎解体工事の900万円がありますけれども、このほうは解体だけなのか、駐車場の整備等もどうなるのか、そのあたりを説明お願いします。それと37ページ、19節負担金補助及び交付金、説明のもとぶかりゆしウェア製作補助金102万6,000円の計上がありますけれども、これは先ほど商工会に補助という説明がありましたけれども、これはどういう形で活用していくのか、ただ製作して補助金を与えるだけ、かりゆしウェアとどういうふうに活用していかれるのか、過去にもか

りゆしウェアを製作したあとがあります。町民に販売していくと、安く提供していくのかどうするのか、ただ商工会にぼっとその補助金をあげるのか、その活用については、どういうふうを考えておられるのか、説明をお願いしたい。それから同じページの15節工事請負費の中の観光漁業浮漁礁設置工事費187万5,000円の減額がありますけれども、これは設置が終わったのかどうか、このあたりの進捗状況について説明をお願いしたいと思います。3点についてお伺いします。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 12番 大城議員に説明いたします。

9ページ、庁舎解体工事費の900万円ですが、これについては解体用です。解体のみです。それが終わった後に外構工事が入ってきますが、これは平成27年度に予算を計上していきたいと考えております。解体工事については、引っ越しが終わって、一月程度、ちょっと庁舎を残して、2月には解体工事を発注いたしたい。この庁舎のそばにある旧法務局の庁舎も含めて、全て解体を発注していきたいと考えております。ちなみに、平成25年、平成26年度、庁舎の本体の工事は終わっております。その部分の工事については、約10億7,000万円程度の工事費がかかっております。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 12番 大城議員にご説明いたします。

活用の方法についてですが、沖縄の夏を彩るかりゆしウェアは沖縄県独特のものであります。その本部版、本部の柄を形どったものをつくっていかうと思っております。桜とか、カツオ、アセローラ、みかん等をモチーフに柄に入れながら、それをつくっていく予定であります。商工会の中で、1,000着余り、それをつくるのに952万5,000円かかるということ聞いております。その一部を町のほうで調整、補助金を出して、これを皆さんがつけることによって、各種団体等、皆さんがつけることによって、本部町のピーアール、歩く広告ではないんですが、本部町のピーアールのためにつけていければと思っております。そのための補助金であります。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番 大城議員にご説明します。

観光漁業浮漁礁設置工事費につきましては、11月6日に請負工事契約を締結しておりまして、工期としましては翌年の3月26日までの工期、今、進捗の状況としましては、浮漁礁の製作、国頭村の工場があるんですが、そこで製作しておりまして、大体2月いっぱいまでその製作にかかります。3月に海の天候状況を見ながら設置するということになりますので、3月の中旬ごろには設置できるものと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 もう一度、9ページの庁舎解体工事関連の質疑、先ほど2月に発注予定だという説明がありましたけれども、駐車場の整備については、公共工事については、屋外工事については平成27年度の予算でということになると、これはすばらしい庁舎ができて、新年早々供用開始という状況の中で、解体できえ2月に延びると。今の状況はもう大変なんです、駐車場が

なくて。庁舎が完成して、もちろん移らないと、仮ができないと移れないけれども、その辺もう少しスピーディーに、しかもこの解体工事が終わったら駐車場として供用開始していくのかどうか、これは完全に仕上げるまで駐車場はどういう状況になるのか、このあたりの計画はどうなっているのか。駐車場の整備が3月になると、次年度になるとか、4月になるとか、とてもではないけれども、このあたりまでの駐車場はどう利用していくのか、このあたりを少しわかりやすく説明していただきたい。

それから、かりゆしウェアの件については、これは町民への販売もしていくわけですから、商工会のメンバーとか、町民にも販売していくわけですか。この辺ももう少し詳しく。

それから漁礁については3月いっぱいで一応設置が終わるということなんですね。わかりました。設置場所等については、もう決まっているんですよ。このあたりの場所を、前回備瀬のどうのこうのと言っていたけれども、その設置場所について決まっていたら教えてください。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 12番 大城議員に説明いたします。

現在も駐車場が非常に狭くて、町民の皆さんには非常にご不便をかけているところがございます。解体工事、外構工事についてもなるべく早く仕上げるようにやってまいりたいと考えております。今回、先ほど言った2月という予定ではありますが、なるべく2月の早い時期にできたらと考えております。今回この庁舎を解体いたしまして、外構工事もまた発注いたします。その期間は、この前のほうからはちょっと出入りが非常に厳しいので、それで隣の道路を利用して新庁舎のほうに行ってもらおうと。今この新庁舎から後ろ側については既に完成をいたしておりますので、そこらの駐車場は利用できると考えております。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 12番 大城議員にご説明いたします。

町民の方への販売ということですが、もちろん町民の方、それから町外の方に対しても販売はやっていこうと思っております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番 大城議員にご説明いたします。

浮漁礁の設置箇所ですが、これまで今、既存のものがかなり遠くのところにありまして、伊江島の沖のほうで大体片道2時間ぐらいかかる場所にあるものですから、そこではやはり観光漁業としてはちょっと向かないということで、今回設置する箇所は渡久地港から約30分ぐらいのところなんですけれども、大体備瀬の北側で、備瀬から10キロメートルぐらいの位置に2カ所設置する予定です。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 産業振興課長にも少しお尋ねしますが、この漁礁についての運用というのか、運営というのか、きょうの青年部の話もあったけれども、そういう体制も今整いつつあるのかどうか、このあたりの状況はどんなでしょうか。3月完成となると、すぐ次には運用開始とい

うことになると思うけれども、このあたりの進捗状況はどんな状況なのか。前に町外業者も一緒に入れてどうのこうのという話もあったけれども、その辺の気になる点もあったので、この辺の今進め方をどうしておられるのか、説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番 大城議員にご説明します。

浮漁礁の運用については、まず目的が観光漁業ということで、この事業を設置しますので、今、本部漁協のほうに観光部会が設立されましたので、このメンバーを中心に、今構成員が10名ぐらいいらっしゃいますが、そのメンバーを中心に観光協会と連携しながら、例えばお客さんの窓口としては観光協会のほうで呼びかけとかをやって、実際にまた渡久地港から浮漁礁までの渡しについては漁協の皆さんの船を使って送り迎えをするという流れでやっていくというところで今、調整をしているところです。あと町外、漁協組合以外の方についてということは、今後、これからですが、詰めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。6番 宮城達彦議員。

○ 6番 宮城達彦 1つだけ確認します。53ページの15節工事請負費、水納小学校避難経路整備工事ですが、予算化されています。これは大分時間が経過したと感じております。その原因は何で時間が経過したのか、この辺の説明をお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 6番 宮城議員にご説明いたします。

53ページ、水納小中学校の避難経路の件でございますが、9月議会に補正予算を通していただきまして、10月17日に入札しました。しかし、入札が不落に終わりました。理由がコンクリートを現地で打つ予定でありました。理由としましては、コンクリートのミキサー車が入らないためだったんですが、コンクリートミキサー車の半分、10トン車ではなくて5トン車のコンクリートミキサー車が北部に1台あると。これは組合で管理していると。それだと入るということで、それを活用して、JIS規格に合ったコンクリートを本島内の工場で作って、そこで水納島に持って行って打設が可能だということです。私どもはその部分が把握していませんでした。なので現地で打つ予定でした。現地で打つとバージ船ですか、船の代を計上していませんでしたので、その分が入札で落ちませんでしたので、今回このバージ船の分を計上しまして、再度入札をかける予定になっております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 6番 宮城達彦議員。

○ 6番 宮城達彦 図面等の変更はないわけですよ。皆さん大変申しわけないけれども、現地で手ねりで、強度試験、強度が出るわけじゃないですよ。テストピースでやりますよね。その辺は皆さん今把握していなかったということなんですが、これで入札できないのは当然です。船が本来コンクリートは持つわけじゃないよ。今回は新たに入札を入れて、ではバージ船は出るということですか、これをもう一度お願いします。

○ 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 仲宗根 章** 6番 宮城議員にご説明します。

コンクリートミキサー車が入らない場合は、そのJIS規格に沿った管理のもと、現地で打つことも可能となっております。ただ、それは先ほど言いましたように、コンクリートミキサー車が入らない場合に限られております。今回は入ることがわかりましたので、JIS規格の規格でもってコンクリートを運んでやります。その分、バージ船が必要になりますので、4回分の分を再度計上させていただいております。以上です。

○ **議長 島袋吉徳** ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省きます。

これから議案第53号 平成26年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 平成26年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時37分)

再開いたします。

再 開 (午後2時48分)

日程第13. 議案第54号 平成26年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 仲榮真 修** 議案第54号 平成26年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。平成26年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成26年12月16日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いいたします。平成26年度本部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。平成26年度本部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,027万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成26年12月16日、本部町長 高良文雄。

次のページ、第1表歳入歳出予算補正となっております。次のページの事項別明細書の表紙をめくっていただいて、1ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお開きください。補正箇所ですけれども、歳入のほうでは11款繰入金149万2,000円の増、13款諸収入34万1,000円の増となっております。歳出のほうでは1款総務費353万円の減、2款保険給付費536万3,000円の増となっております。今回の補正の主な内容目的は、先ほど一般会計のほうでも説明がございましたとおり、改正後の職員給与条例が保険基盤安定事業の確定額を反映させるためでございます。では、

その中身について、歳入のほうから説明いたします。2ページ、3ページをお開きください。11款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金プラス502万2,000円、これは保険税軽減措置の拡充を補正増をお願いしておりまして、対象者につきましては、昨年度と比べまして約220名の増となっております。款項目同じく、3節職員給与費等繰入金マイナス353万円ですが、これも改正後の職員給与条例と今回平成26年度の人事異動に基づいた関係上、マイナスの補正となっております。続きまして、13款諸収入、4項雑入、5目雑入、1節雑入プラス34万1,000円ですけれども、これは国保連のほうから平成25年度療養報酬支払手数料精算金が約34万2,000円ありまして、その分の補正増をお願いしております。

続きまして、次に歳出のほうをご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給与マイナス167万円、3節職員手当等マイナス140万1,000円、4節共済費マイナス45万9,000円、これは先ほどの歳入のほうでもご説明しましたが、職員の人件費となっております。改正後の職員給与条例及び平成26年度の人事異動に基づく関係で、マイナスの補正減となっております。

次に6ページ、7ページをお開きください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金プラス536万3,000円、これは4月から11月までの当該給付費が前年度と比較しまして、1割程度伸びておりまして、今回歳入の増額分を利用させていただいて、補正増をしております。

次の8ページから12ページは給与明細書となっております。以上で議案の説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第54号 平成26年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 平成26年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第55号 平成26年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** 議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号 平成26年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。平成26年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成26年12月16日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。平成26年度本部町公共下水道特別会計補正予算(第2号)。平成

26年度本部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,804万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,563万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。平成26年12月16日、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正より説明します。1歳入、5款繰入金、1項他会計繰入金、補正前の額2億148万円、補正額1,304万6,000円、計2億1,452万6,000円。8款町債、1項町債、補正前の額3,200万円、補正額1,500万円、計4,700万円。歳入の合計、補正前の額4億3,758万6,000円、補正額2,804万6,000円、計4億6,563万2,000円。

歳出、2款施設費、1項施設費、補正前の額9,320万9,000円、補正額17万円、計9,337万9,000円。2項施設新設改良費、補正前の額1億5,703万4,000円、補正額2,787万6,000円、計1億8,491万円。歳出の合計、補正前の額4億3,758万6,000円、補正額2,804万6,000円、計4億6,563万2,000円。

2ページの第2表地方債補正は、歳入の8款町債の増額に伴い、起債の限度額を1,500万円増額するものでございます。内訳は次のページ、本部町公共下水道特別会計事項別明細書の説明の2ページから7ページのようになっております。7ページの15節工事請負費2,800万円についてご説明いたします。浄化センターのアジマーもとぶ側の敷地は現在上層路盤まで整備済みです。その部分の舗装工事3,847平方メートルと浄化センターの景観をよりよくするため、町木であるフクギ50本をブロック塀の内側に植栽する工事費でございます。戻りまして、3ページの歳入の8款下水道事業の増額は1,500万円は、この浄化センター整備工事の財源とするためのものでございます。再度7ページをお願いします。15節工事請負費以外の歳出の補正は、人件費の補正でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第55号 平成26年度本部町公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 平成26年度本部町公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第56号 平成26年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 議案第56号についてご説明いたします。

議案第56号 平成26年度本部町水道事業会計補正予算について。平成26年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成26年12月16日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。平成26年度本部町水道事業会計補正予算（第2号）。（総則）第1条 平成26年度本部町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（収益的収入及び支出）第2条 平成26年度本部町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。第1款 科目、水道事業費用、既決予定額、支出4億7,476万8,000円。補正予定額マイナス21万9,000円、計4億7,454万9,000円。第1項 営業費用、既決予定額、支出3億9,092万8,000円、補正予定額マイナス21万9,000円、計3億9,070万9,000円。（議会の議決を経なければ流用できない経費）第4条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。1. 職員給与費6,425万8,000円。平成26年12月16日、本部町長 高良文雄。

内訳は2ページが平成26年度補正予算実施計画になっております。

3ページから8ページまでは給与明細書になっております。

8ページの次の次のページ、平成26年度本部町水道事業会計補正予算実施計画説明書の1ページの1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費の補正予定額は20万2,000円の減と、2目配水及び給水費の52万5,000円の減及び次のページ、4目総係費の50万5,000円の増によるものとなっております。補正の理由としましては、平成26年度の職員の人事異動により当初予算から給料、手当、法定福利費の増減によるものでございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第56号 平成26年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 平成26年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

散 会（午後3時08分）